

京都市有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

平成29年1月30日

京都市長 門川 大作

1 入札物件

(1) 1号物件（建物付）

所在 南区上鳥羽仏現寺町44番, 45番

地目 宅地

地積 2,020.67平方メートル

予定価格 229,000,000円（税抜）

(2) 2号物件（更地）

所在 右京区西院南井御料町4番1

地目 宅地

地積 546.38平方メートル

予定価格 92,890,000円

(3) 3号物件（更地）

所在 伏見区深草中ノ島町19番5

地目 宅地

地積 365.95平方メートル

予定価格 54,900,000円

2 売却条件

(1) 原則、現状のまま売却する。

(2) 1号物件については、本社、工場、開発拠点又は研究所の開設・運営（業種：製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業）を売却条件とし、売買契約には、次の特約事項を設ける。

ア 権利の移転又は設定の制限

(ア) 買受者は、所有権が移転した日から起算して10年間、売買物件について次のa～bに掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ当該行為を必要とする理由を付して書面により本市に申請し、協議のうえ、その承諾を得た場合はこ

の限りではない。

a 所有権の移転

b 地上権、質権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）の設定

(イ) (ア)の規定は、次のa～bに掲げるところにより所有権が移転し又は使用収益権が設定される場合には適用しない。

a 滞納処分、強制執行又は競売

b 土地収用法その他の法律の規定に基づく収用又は使用

イ 指定用途

買受者は、所有権が移転した日から起算して10年間、次の(ア)～(オ)に掲げる用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。また、売買物件上に新たな建築物を建築する場合も、指定用途以外の目的に使用してはならない。ただし、売買物件のうち建物に関しては、これを取り壊すことを妨げない。

(ア) 本社

(イ) 工場

(ウ) 開発拠点

(エ) 研究所

(オ) (ア)～(エ)の建築物に附属する建築物

ウ 目的事業の開始時期等

(ア) 買受者は、入札案内書に基づき、申込み時に提出した事業計画書に記した事業を、売買物件上で所有権が移転した日から起算して3年以内に開始しなければならない。

(イ) 買受者は、やむを得ない事情により、前項の事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする理由を付して書面により本市に申請し、協議のうえ、その承認を受けなければならない。

エ 買戻しの特約

(ア) 本市は、買受者が、ア～ウの規定に違反したときは、売買物件を買い戻すことができる。

(イ) (ア)の規定により、買戻しをすることができる期間は、所有権が移転した日から起算して10年間とする。

(ウ) 本市は、(ア)の規定により売買物件を買い戻すときは、売買代金を買受者又は転得者に返還し、契約費用は返還しないものとする。ただし、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

(エ) 買戻しの特約は、登記により設定するものとする。

(3) その他の条件については、入札案内書にて確認すること。

3 入札日時

平成29年3月14日(火) 午前10時30分開始(午前10時受付開始)

4 入札場所

京都市消防局本部庁舎 7階作戦室

(京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2)

5 入札参加資格

(1) 全物件に共通の入札参加資格

次のア～オのいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

ア 地方自治法第238条の3に規定する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

エ 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

オ 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

(2) 1号物件のみに付加される入札参加資格

次のア～イの全てに該当する者のみ、入札参加資格を有する。

ア 製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業(日本標準産業分類に基づく分

類)を営んでいる者,又は営もうとしている者

イ 入札物件で本社,工場,開発拠点又は研究所を開設したうえで,この入札申込み時に提出する事業計画書に記した事業を,所有権が移転した日から3年以内に開始することができる者

6 入札案内書の確認

入札希望者は,入札案内書の物件調書,市有財産売買契約書(案)等の各条項及び入札物件の法令上の規制をすべて承知したうえで入札するものとする。

入札案内書は,次のとおり配布するほか,京都市ホームページに掲載する。

(掲載ページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000213192.html>)

(1) 配布期間

平成29年1月30日(月)から同年2月21日(火)まで

(土曜日,日曜日及び祝日を除く。配布場所の開庁時間内)

(2) 配布場所

ア 京都市行財政局資産活用推進室(京都朝日会館6階)

イ 京都市上下水道局総務部総務課(上下水道局本庁舎3階)

ウ 市役所案内所(本庁舎1階及び北庁舎1階)

エ 各区役所及び支所の地域力推進室まちづくり推進担当

7 入札参加申込み

入札希望者は,申込受付期間内に,申込受付場所へ全ての必要書類を持参しなければならない。

(1) 申込受付期間

平成29年2月15日(水)から同月21日(火)まで

(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 申込受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 申込受付場所

京都市行財政局資産活用推進室(京都朝日会館6階)

(4) 必要書類

必要書類は、申込受付場所にて入手するほか、京都市ホームページに掲載の様式をダウンロードして使用すること。

(掲載ページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000213192.html>)

ア 全物件に共通の必要書類

- (ア) 一般競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 誓約書（入札参加資格等に関するもの）
- (ウ) 誓約書（京都市暴力団排除条例に関するもの）
- (エ) 営業所所在地等報告書兼誓約書（法人の場合）
- (オ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書（法人の場合）
- (カ) 住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）及び印鑑登録証明書（個人の場合）

※ (オ)及び(カ)は、申込日を基準として3箇月以内に発行されたもの

イ 1号物件のみに付加される必要書類

事業計画書

8 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上に相当する額を、入札当日の受付で、金融機関保証小切手により納入しなければならない。

9 入札の無効に関する事項

京都市市有地売却入札等取扱要綱第11条及び第17条の規定による。

京都市市有地売却入札等取扱要綱（抄）

（入札の無効事由）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき、又は第8条第2項に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。
- (3) 所定の入札書以外で入札したとき。
- (4) 郵便により入札したとき。

- (5) 入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。
- (6) 予定価格を下回る額で入札したとき。
- (7) 同一物件につき、入札者又はその代理人が他の入札者の代理をしたとき。
- (8) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (9) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。
- (10) 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
- (11) 入札金額の記載に訂正があるとき。
- (12) 主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (14) 入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。
- (16) 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。
- (17) その他入札に関する条件に違反したとき。

(入札保証金の帰属)

第17条 落札決定後、原則20日以内で本市が定める日までに落札者が契約を締結しないとき（落札後、第3条に規定する入札参加資格を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、その落札は無効となり、入札保証金は、違約金として本市に帰属するものとする。

10 その他

(1) 現地見学会及び現地確認

以下の日程で現地見学会を実施する。

1号物件 平成29年2月6日（月） 午後2時から午後3時30分まで

物件の引渡しは、原則、現状のままで行うので、入札に参加しようとする者は、現地見学会に参加できない場合は、必ず事前に、各自で現地を確認すること。

(2) 入札当日の受付

入札者は、入札会場で入札前（午前10時から受付開始）に受付を済まさない限りならない。

(3) 代理人の入札

入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければ、入札に参加することができない。

(4) 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

(5) 契約の締結

本市と落札者の売買契約は、落札決定後、原則20日以内で本市が定める日までに、入札案内書の市有財産売買契約書（案）により締結するものとする。落札者が落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

(6) 売買代金の納入

落札者は、次のいずれかの方法で、売買代金を納入しなければならない。

ア 売買契約締結と同日に、売買代金の全額を一括納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、売買代金に充当される。

イ 売買契約締結と同日に契約保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する額を納入し、その後、契約締結の日から14日以内に売買代金と契約保証金の差額を納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当される。また、落札者が納入した契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額の納入があったときに売買代金に充当される。

(7) その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市契約事務規則の定めるところによる。

(行財政局資産活用推進室)